

令和6年6月17日

洞爺湖町議会令和6年6月会議
議案

附 議 議 案
議 案 番 号

件

名

- | | |
|--------|---|
| 報告第4号 | 令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について |
| 報告第5号 | 令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計継続費の繰越について |
| 報告第6号 | 令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 議案第3号 | 指定地域密着型サービス基準等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理について |
| 議案第4号 | 工事請負契約の締結について
(高砂団地1号棟改修工事(建築工事)) |
| 議案第5号 | 工事請負契約の締結について
(高砂団地3号棟改修工事(建築工事)) |
| 議案第6号 | 工事請負契約の締結について
(洞爺地域観光施設解体工事) |
| 議案第7号 | 令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第1号) |
| 議案第8号 | 令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第9号 | 令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第10号 | 令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第11号 | 令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算(第1号) |

報告第4号

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

令和6年6月17日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				一般財源
					既 定 財 源	入 未 収 入	地 方 特 定 債	その 他	
2 総務費	1 総務管理費	公有財産管理事業 (洞爺地区廃屋施設解体事業)	円	円	円	円	円	円	円
			130,000,000	130,000,000	77,300,000	47,800,000		4,900,000	
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	地域公共交通対策事業 (車輛購入事業)	5,740,000	5,740,000					5,740,000
			4,498,000	4,498,000		4,498,000		0	
3 民生費	1 社会福祉費	住民基本台帳ふりがな 改修事業	1,478,000	1,478,000	664,000				814,000
			6,160,000	6,160,000			6,100,000	60,000	
14 新型コロナウイルス感染症対策費	1 新型コロナウイルス感染症対策費	常設保育所運営事業 (外構工事実施設計)	3,528,000	3,528,000					0
			30,751,000	9,855,000		9,855,000		0	
合計	計	低所得世帯支援給付金 (均等割のみ課税給付)事業	9,000,000	1,100,000					0
			191,155,000	162,359,000	77,300,000	66,781,000	6,100,000	11,514,000	

令和6年5月31日

洞爺湖町長 下道 英明

報告第5号

令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計継続費の繰越について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計継続費を繰越し、継続費繰越計算書を調製したため、同条同項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月17日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

令和5年度 虻田郡洞爺湖町水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額 に係る財源内訳		翌年度繰越額を 要するたな卸資産 の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越 繰越額	計				一般財源		
1 水道事業費用	1 営業費用	洞爺湖取水ポンプ No.2分解整備修繕	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	3,400,000	200,000	200,000		0	

令和6年5月31日

洞爺湖町長 下道 英明

報告第6号

令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、次のとおり報告する。

令和6年6月17日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

令和5年度虹田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予計	予算上額	支払義務額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
								未収入	国道支出金	特定財源	地方債			その他
1	資本的支出	虹田下水終末処理場外改築更新事業	171,400,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	資材の入手難により部品納期が大きく遅れたため、年度内に事業が完了することが困難となったため。
				171,400,000	44,000,000	127,400,000	0	67,700,000	59,700,000	0	0	0	0	

令和6年5月31日

洞爺湖町長 下道英明

令和5年度虹田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越額

款	項	事業名	予計	予算上額	支発額	支払義務額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな知資産の購入限度額	説明	
									国道支出金	未収入	特定財源	財源			内訳
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	資本的支出	虹田下水終末処理場外施設更新事業	293,000,000	293,000,000	14,000,000	279,000,000	0	0	134,000,000	0	0	0	0	0	令和4年度より繰越した事業であるが、資材の入手難により部品納期が大きく遅れたため、年度内に事業が完了することから事故繰越とした。

令和6年5月31日

洞爺湖町長 下道 英明

議案第3号

指定地域密着型サービス基準等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理について

指定地域密着型サービス基準等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年6月17日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

指定地域密着型サービス基準等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成25年洞爺湖町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同条第6項中「当該定期巡回」を「当該指定定期巡回」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」

に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第5号、第6号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第48条中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号、第3号、第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号、第3号、第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号、第4号、第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律83号）第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用

者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号、第3号、第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事務所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修定

期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

第107条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）と

の間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症という。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは「0.9」とする。
 - (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
 - オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
 - (2) 介護機器を複数種類活用していること。
 - (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
 - (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確保するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業に係る指定を行った町長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第7号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条中「同一敷地内にある」を削る。

第167条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第172条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った町長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることが

できるように努めなければならない。

第176条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条中「又は同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11項を第12項とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

(洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成25年洞爺湖町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項及び第71条第9項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第3号、第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「身体的拘束等」に改め、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図

るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めが

あった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療期間との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項中「に規定する」を「の規定により」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

（洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年洞爺湖町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者は」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る

事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を、「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第12条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者は」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は」に改め、同条第1号中「（平成11年度厚生省令第36号）」を削る。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「利用者の居宅を訪問しない月」の次に「（ただし書きの規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

- (7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (4) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅会議支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年洞爺湖町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）」を削る。

第4条第1項中「可能な限り」の次に「その」を加え、同条第4項中「平成17年法律」の次に「第」を加える。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23

第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又は端数を増すごとに1とする。

第6条第2項中「（以下）の次に「この項において」を加え、同条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ、」の次に「利用者又はその家族に対し、」を加え、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」とし、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらか

じめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第15号ア中「利用者の居宅を訪問し、」を削り、同号イをウとし、同号アの次に次のように加える。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。
 - (7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
 - (4) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「の規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号及び第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月17日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

- 1 工 事 名 高砂団地1号棟改修工事（建築工事）
- 2 工 事 場 所 洞爺湖町高砂町37番地1
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 金97,900,000円
- 5 工 期 契約の日から令和6年12月13日まで
- 6 契約の相手方 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉78番地
リフォーム成田・加藤経常建設共同企業体
代表者 リフォーム成田株式会社
代表取締役 三 橋 憲 二
構成員 加藤建設株式会社
代表取締役 加 藤 恵 藏

議案第5号

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月17日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

- 1 工 事 名 高砂団地3号棟改修工事（建築工事）
- 2 工 事 場 所 洞爺湖町高砂町37番地1
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 金63,800,000円
- 5 工 期 契約の日から令和6年11月15日まで
- 6 契約の相手方 虻田郡洞爺湖町入江162番地3
高清水・橋本経常建設共同企業体
代表者 高清水建設 株式会社
代表取締役 三 好 健 一
構成員 橋本建設 株式会社
代表取締役 橋 本 志津男

議案第6号

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月17日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

- 1 工 事 名 洞爺地域観光施設解体工事
- 2 工 事 場 所 虻田郡洞爺湖町洞爺町199番地、193番地5
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 金105,600,000円
- 5 工 期 契約の日から令和6年11月29日まで
- 6 契約の相手方 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉78番地
リフォーム成田・道南重建工業特定建設工事共同企業体
代表者 リフォーム成田株式会社
代表取締役 三 橋 憲 二
構成員 道南重建工業株式会社
代表取締役 澁 木 勉

議案第7号

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203,546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,085,546千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月17日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 町 税		1,201,140	△ 28,820	1,172,320
	1. 町 民 税	358,440	△ 28,820	329,620
10. 地方特例交付金		3,000	28,820	31,820
	1. 地方特例交付金	3,000	28,820	31,820
13. 分担金及び負担金		49,627	3,578	53,205
	1. 分 担 金	13,125	3,578	16,703
15. 国庫支出金		490,146	140,998	631,144
	2. 国庫補助金	198,571	140,998	339,569
19. 繰 入 金		363,650	△ 62,500	301,150
	1. 繰 入 金	363,650	△ 62,500	301,150
20. 繰 越 金		20,000	112,470	132,470
	1. 繰 越 金	20,000	112,470	132,470
22. 町 債		1,023,900	9,000	1,032,900
	1. 町 債	1,023,900	9,000	1,032,900
歳 入 合 計		7,882,000	203,546	8,085,546

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		779,376	78,691	858,067
	1. 総 務 管 理 費	739,669	92,788	832,457
	3. 戸籍住民基本台帳費	30,991	△ 14,097	16,894
3. 民 生 費		1,677,786	108,151	1,785,937
	1. 社 会 福 祉 費	1,075,220	108,151	1,183,371
4. 衛 生 費		887,203	1,199	888,402
	1. 保 健 衛 生 費	217,809	1,199	219,008
6. 農 林 水 産 業 費		154,255	3,578	157,833
	1. 農 業 費	93,850	3,578	97,428
7. 商 工 費		319,836	3,518	323,354
	2. 観 光 費	265,145	3,518	268,663
10. 教 育 費		426,625	2,713	429,338
	4. 社 会 教 育 費	68,737	2,713	71,450
13. 予 備 費		20,000	5,696	25,696
	1. 予 備 費	20,000	5,696	25,696
歳 出 合 計		7,882,000	203,546	8,085,546

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
戸籍情報システム標準化・共通化業務	自 令和7年度 至 令和7年度	15,092千円

第3表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
まちポイント事業	9,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

議案第8号

令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,194千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,221,777千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月17日提出

洞爺湖町長 下道英明

議案第9号

令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,907千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,330,620千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月17日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第10号

令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204,928千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月17日提出

洞爺湖町長 下道英明

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金		188,535	5,256	193,791
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	188,535	5,256	193,791
4. 予備費		200	1,294	1,494
	1. 予備費	200	1,294	1,494
歳出合計		198,378	6,550	204,928

議案第11号

令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支 出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 簡易水道事業費用	88,176	0	88,176
第1項 営業費用	81,218	△391	80,827
第2項 営業外費用	4,354	0	4,354
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	2,603	391	2,994

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	10,172	△2,151	8,021

令和6年6月17日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明